

南浜中央病院院内感染指針

院内感染・褥瘡対策委員会

改定：平成30年 4月1日

特定医療法人松涛会 南浜中央病院は、安全な医療を提供することを基本とする。しかしながら近年、医療の高度化、新たな耐性菌の出現等により、院内感染は重大なリスクとなっている。そのため、安全な医療環境の維持を目指し、ここに院内感染の指針を制定するものである。

1.院内感染対策の基本指針

- ① 患者の安全を最優先とする。
- ② すべての医療従事者その他職員が院内感染対策・感染防止の重要性を認識し、院内感染予防策を遵守し、安全な医療環境の提供に努める。
- ③ 医療従事者が院内感染し又感染源と成り得ることを十分認識し、医療従事者その他職員の安全の確保と医療環境の整備にも配慮するものとする。

2.院内感染対策のための組織体制

人的体制

①委員長（院長）

本院の管理者として、院内感染対策に関する業務を総括する。

②副委員長（看護部長）

院内感染対策に関し委員長を補佐し、院内感染・褥瘡対策委員会の運営を補佐する。

3.院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について

- ① 病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- ② 職員研修として、全病院職員を対象に年2回開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ③ 研修の開催結果は、記録を保存と共に院内ネットワークを通じて閲覧できる状態にし、部署事に速やかに周知する。

4.病院における院内感染対策の推進

- ①病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。
- ②院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の別紙「院内感染防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を遵守する。
- ③マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。

5. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、各部署に配布・保管され、全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

6. 患者への情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインフォームドコンセントを行う。

- 1) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。
- 2) 必要に応じて感染率などの情報を公開する。